

■ 基本的方向性

- スタートアップ支援のため、株式会社の設立に必要とされる**定款認証について、起業家の負担軽減を図る必要**がある。

検討の進め方（ターゲット）

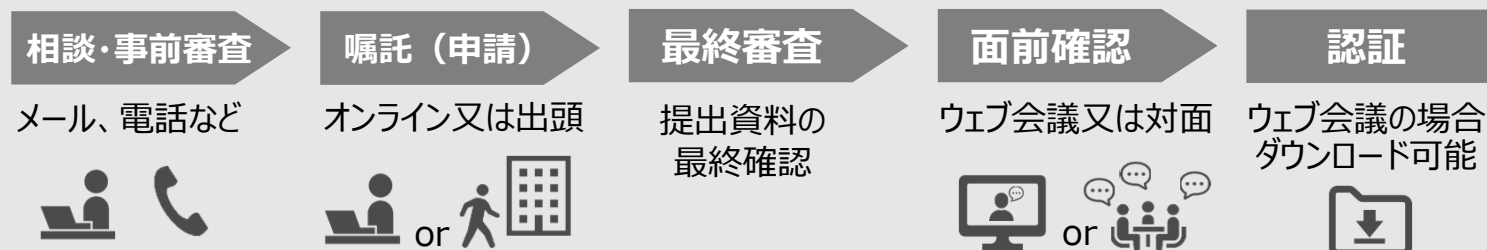
- 特に、「**小規模・簡易な組織形態で、早期の株式会社設立を望む起業家**」を念頭に、対応策を検討すべき。

検討の前提（株式会社の設立手続において果たされるべき機能）

- 独立の法人格を創出する株式会社の設立の在り方として、何らかの手段・制度で、**次の機能が果たされる必要**がある。
 - ① **定款・法人格の存立をめぐる紛争予防** ② **不正な起業・会社設立の抑止** ③ **マネー・ロンダリング対策**
- **デジタルによる手法を最大限用**いることで、会社設立の負担軽減・効率化を図っていく方向に、多くの支持あり。

⇒ 上記①～③の機能が図られることを前提に、デジタル技術の活用も視野に入れつつ、**定款認証制度の改善策・見直しと、現行制度の代替手段の有無・可能性を、両面から併せて検討**していくことが相当。

（参考）現行の定款認証手続の流れ



（参考）認証件数

年間約 **10万** 件（令和4年）
〔うち電子定款 約 **9万** 件〕
〔うちウェブ会議利用 約 **9千** 件〕

モデル定款の導入の是非

- 「モデル定款」の導入について、**メリット・デメリット**など、**様々な観点から**検討。


< 「モデル定款」の導入に関する議論の結果 >

- 今後、現行制度・運用にない**「モデル定款」を作成可能な新たなシステム等の実現を目指す**べき。
- 「モデル定款」の策定主体・策定方法・利用対象・利用条件等は、実務的な検討課題。
 - **「モデル定款」を用いたファストトラック**（公開された「モデル定款」を利用した場合に、定款認証での負担軽減やサービス面のメリットを付与）の**早期実現**に向けて、必要なシステムの内容や利便性、メリット充実等の**具体的な検討・準備を進める**べき。
 - ・併せて、「モデル定款」を用いて**一定の場合に認証を不要とする制度見直し**は、適法性の担保等の課題が指摘されるが、**今後考えられる1つの方向性**であり、システム・運用・制度上の課題の**調査検討を早期に進める**べき。

面前確認手続の見直しの是非

- 現在の運用で普及していない**ウェブ会議システムの利用拡大**を図りつつ、更なる見直しの方向性について検討。

< 面前確認手続の見直しに関する議論の結果 >

- **デジタル技術等を用いて必要な情報提供**がされることにより、発起人の本人確認と真意（実質的設立意思）の確認が可能な場合には、**面前確認を省略することを可能とする制度見直し**を目指していく方向性が相当。
- その方法としては、次のアプローチが考えられる。
 - ① **面前確認以外の新たな方法**（例：発起人の宣明動画の提供等）**によって、公証人が必要な確認を行う**アプローチ
 - ② **システム上で完結する確認手続**（例：eKYCの活用等）**のみで公証人の関与なく確認を行う**アプローチ
- 今後、実務的な課題を踏まえて、具体的な手続・仕組みなど、**制度上の課題や有効に機能する仕組み・システム構築等の更なる検討を進める**べき。

その他の改善点

- FATF勧告への対応等からも、定款認証時の**実質的支配者申告制度**は、一定の役割を果たしているが、その在り方は、今後も、**政府全体の検討状況を見定めながら、検討**すべき。運用面で、デジタル技術を用いた一層の利便性向上等の改善にも期待。
- この機会に、公証人による**面前確認の実施ルールの明確化**（実施手段、疑義が生じた場合の対応等）を図るべき。その際には、起業家の負担が過重されないよう、実態も踏まえた検討が必要。



■ 今後の取組の在り方・フォローアップ等

- 今後の取組では、早期に実現すべき課題と検討調査を進めるべき課題の双方で、経済界、専門資格者団体、消費者団体等の**各方面の意見等を的確に反映し、法務省を中心にスピード感ある早期の対応**を進めるべき。
- 改善の期待が高まっている中、**本取りまとめの方向性の推進を求める**。今後の取組では、手続・論点ごとの見直しのほか、**見直し相互の連携**、さらには、定款認証制度そのものの在り方などをも視野に入れた検討も求められる。
- 今後、**取組状況のフォローアップ**や**実務的検討を行うべき**。デジタル技術の進展、諸外国の動向等を踏まえた更なる対応も課題。